

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項

○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020827008	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 11月25日	金融分野での個人データの利活用の推進	金融イノベーションの推進とユーザー利便性向上の観点から、①銀行によるオープンAPIについて、銀行界、接続事業者(※)、関係官庁等が参加し、議事が公開される会議体を設置し、オープンAPIの内容や契約のあり方を討議し、銀行とフィンテック事業者間の不均衡を改善する。また、②接続事業者が銀行から取得した利用者データについて銀行が負うべき義務・銀行の管理権限について、銀行法及び下位法令の規定を再検討する。(※ECモール事業者、電子マネー事業者などは電代業者としての登録義務を負わないが(銀行法施行規則1条の3の3第4項)、オープンイノベーション推進の観点から、これら事業者を含め検討を進める必要がある。)	データは顧客のものであり顧客の裁量による流通を促進するという観点から、API利用規約について、銀行とフィンテック事業者間の不均衡を改善すべきである。例えば、フィンテック事業者(電子決済等代行業者)が銀行から取得したデータを加工して利用者自身に提供する場合、加工後のデータに対しても銀行による管理権限が及ぶ。また、銀行が利用者情報の取扱いに問題があると判断した場合はAPI接続を停止できる権限や、銀行によるモニタリング・監督権限が定められている。こうした制約は、データの流通を妨げているため、顧客の同意を前提に、顧客のデータを移転し、サービスに活用できる体系を構築していくべきである。また、電子決済等代行業者自身が適切な管理義務を負うことを前提に、事業者が銀行から取得した利用者データについて銀行が負うべき義務・銀行の管理権限について、銀行法及び下位法令の規定を再検討すべきである(規制改革推進会議第3回投資等WG(2019年12月20日)資料3・7-9頁参照)。 なお、公正取引委員会「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」(2020年4月21日公表)には、競争政策の観点から銀行が保有する預金口座等の情報が広く利用されることが重要と指摘されており、第215回独占禁止懇話会(2020年6月30日)においても、同委員会は「口座情報の帰属に関する考え方が明確になっていないことが、電子決済等代行業者と銀行間のトラブルの一因になっている可能性がある」との問題意識を提示している。	日本IT団体連盟	金融庁 公正取引委員会	利用者保護の観点から、電子決済等代行業者が電子決済等代行業務を利用者に提供する場合は、これに先立って、利用者情報の適正な取扱い及びその安全管理に関する措置、当該措置が行われない場合に銀行が行うべき措置、賠償責任の分担のルール、を規定した契約を、接続先の銀行との間で締結することを求めています。 なお、当該契約の具体的内容は、電子決済等代行業者の業務内容及び規模、信用力、各銀行の経営戦略に基づく電子決済等代行業者との関係性に応じて、協議の上柔軟に決定されることが適切であるため、民間事業者同士の合意に委ねられております。	・銀行法第五十二条の六十一の十 ・銀行法施行規則第三十四条の六十四の十六	現行制度下で対応可能	① 電子決済等代行業者と接続先の銀行との間で締結される契約については、法律上、利用者に損害が発生した場合の賠償責任の分担等について定めることとされています。 他方で、これは民間事業者同士の契約であることから、一義的には当事者間で十分に検討が行われることが重要であると考えられますが、当庁においてもその議論の動向については注視してまいります。 ② 銀行は、高齢者を含む多様な利用者の預金残高や振替・振込履歴等、極めて重要な情報を扱っており、それらの情報の適正な管理を法令上厳しく求められています。 電子決済等代行業者についても、銀行に接続した上でこれらの情報を扱う者であるため、銀行と同様に、これら情報の適正な管理を法令上厳しく求められています。 加えて、万が一電子決済等代行業者から利用者情報が漏洩した場合等には、事案によっては当該漏洩事案やその影響について、銀行が全くの無関係であるとは言いきれないと考えられます。このため電子決済等代行業者に対して銀行による監督を求めているものであり、利用者保護の観点からも、情報の取扱い及び安全管理の適正性の確保に資するものと言えます。 したがって、ご提案の制度の見直しについては困難ですが、上述のとおり契約の具体的内容については当事者間の合意で柔軟に対応可能です。	